

令和4年度第4回

逗子市個人情報保護運営審議会

令和4年7月25日（月）

逗子市総務部情報公開課

令和4年度第4回逗子市個人情報保護運営審議会

日 時 令和4年7月25日（月）

午後2時30分～

場 所 市役所5階 第2会議室

議 題

1. 逗子市個人情報保護運営審議会議事録について
2. 諮問第14号 捜査関係事項照会書（刑事訴訟法第197条第2項）に係る保有個人情報の目的外提供及び本人通知の省略について【国保健康課】
3. 諮問第4号 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護制度に係る対応について【情報公開課】（継続審議）
4. その他

出 席 委 員（4名）

会 長	安 達 和 志
副 会 長	森 田 明
委 員	海 原 弘 之
委 員	望 月 由 佳 子

欠 席 委 員（1名）

委 員	島 田 達 巳
-----	---------

説明のために出席した職員

福 祉 部 参 事 （国保健康担当） 国保健康課長 事務取扱	廣 末 治
国 保 健 康 課 副 主 幹	鈴 木 暁

国保健康課 折野 遥

事務局等出席者

総務部参事 (情報公開担当課長)	齋藤好男
情報公開課副主幹	栗原達也
情報公開課主任	高橋佳代
情報公開課年度員 報告任用職	大槻花子

会議の公開・非公開の別 公開（議題（２）については非公開：逗子市情報公開条例第２０条第１項第２号に該当）

傍聴者 なし

配付資料

- ・第４回逗子市個人情報保護運営審議会次第
- ・令和４年度第２回個人情報保護運営審議会議事録
- ・【資料１】諮問第１４号 捜査関係事項照会書（刑事訴訟法第１９７条第２項）に係る保有個人情報の目的外提供及び本人通知の省略について【国保健康課】
- ・【資料２】諮問第４号 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護制度に係る対応についての答申案（修正版）
- ・【資料３】令和４年度第４回 個人情報事務登録簿の報告案件一覧等
- ・【資料４】逗子海水浴場防犯カメラ設置要領

午前 2時30分開会

○齋藤総務部参事 では、少し早いですが、これで始めたいと思います。本日は島田委員のほうから所用により欠席との連絡がありました。よろしくお願いします。

では、会長、お願いいたします。

○安達会長 それでは、令和4年度第4回逗子市個人情報保護運営審議会を開催いたします。

逗子市個人情報保護運営審議会規則第3条第2項の規定に基づき、半数以上の委員の出席がありますので、本審議会は成立要件を満たしております。

今日は、傍聴者は。

○齋藤総務部参事 傍聴者はおりません。

○安達会長 いらっしゃらない。それでは、議事に入りますが、新型コロナウイルス感染症予防のため、速やかな議事の進行に御協力をお願いいたします。

まず、本日の配付資料の確認をお願いします。

(配付資料の確認)

○安達会長 どうもありがとうございます。

皆様、配付資料おそろいでしょうか。よろしいですか。

それでは、議題に入らせていただきます。

まず議題の(1)逗子市個人情報保護運営審議会議事録についてということです。事務局からお願いします。

○齋藤総務部参事 先日、校正依頼いたしました令和4年度第2回議事録を御確認いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○安達会長 皆様既に校正を済ませておられると思いますので、まず修正内容等について御確認をお願いします。

いかがでしょうか。よろしいですか。

では、特に御異議等ないようですので、お手元に配付をしました議事録のとおりに承認ということでよろしいでしょうか。

では、これで議事録は確定とさせていただきます。

○齋藤総務部参事 ありがとうございます。

○安達会長 では、議題の(2)ですが、諮問第14号 捜査関係事項照会書

(刑事訴訟法第197条第2項)に係る保有個人情報の目的外提供及び本人通知の省略について、所管は国保健康課であります。

では、所管課の入室をお願いします。

—国保健康課 入室—

○安達会長 諮問第14号を扱います。

本件の審議につきましては、犯罪の捜査等に関わるものであり、会議を公開することにより公共の安全の維持に支障を来すおそれがあると思われます。原則的に会議は公開でありますけれども、非公開情報に該当する事項を審議する場合は会議を非公開とできる例外規定が逗子市情報公開条例第20条第1項及び逗子市個人情報保護運営審議会の公開等に関する要領に規定されておりますので、本案件の審議が終了するまで非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安達会長 特に御異議ないようですので、非公開といたします。

(非公開)

—国保健康課 退室—

○安達会長 ここからは会議を公開といたします。

よろしいですか。

○栗原情報公開課副主幹 はい。

○安達会長 それでは、議題の(3)に入ります。

諮問第4号 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護制度に係る対応について、所管課は情報公開課ということで、前回からの継続審議の案件でございます。

事務局から説明をお願いします。

○齋藤総務部参事 では、前回までで審議会で検討していただきました諮問書について、継続審議のほうをお願いいたしたいと思います。

前回、これまでの審議事項を踏まえまして、たたき台そして事務局の案としまして、答申の案を提示いたしました。その中で、意見を幾つかいただきましたので、答申のほうを修正いたしました7月20日修正版となっております。

この前回の指摘を受けまして、次の箇所について訂正、修正を加えております。

まず2ページ目、全てアンダーラインを引いてありますが、こちらで御確認ください。

まず2ページ目、2の(1) 条例要配慮個人情報についてです。こちら、意見の中で、今後の課題としてというようなことも入れて、もう少し回答の内容を膨らませてくださいということです。こちらのほうを記載のほうを変更しております。

(2) 個人情報事務登録簿について、こちらは対象がということですね。ちょっと分かりにくい部分がありましたので、追記しております。

(3) 審議会の諮問について、この個人情報の取得・利用への説明のところで、こちらがガイドライン、法ではなくてガイドラインに基づいて説明されているということが、その辺の趣旨のところですね。訂正しております。

あと、規定というところに法第129条で規定されているというのを追記しております。

あと、答申の内容ですね。こちらをもう少し具体というか、条例に記載するというような中身で規定するということですかね。そういった形で書いております。

(6) (7) ですね、開示決定期限と訂正決定の期限、こちらはちょっと分かりにくい部分がありましたので、どのように規定するかというのをちょっと分かりやすく、今現状と変わらないんだよというような形で記載しております。

こちらが修正点になっております。

あと8番ですね、こちらがまだ審議に至っていない、前回ここまで入れなかった部分で、8番の個人情報保護委員の救済機関の設置という部分について、こちら併せて今回御審議をお願いしたいと思います。

また、前回追加の資料ということで、資料のほうをお持ちいただいていますかね。出資団体とか指定管理者ということで、A4の横のエクセルの表をお配りしていると思うんですが、もしお持ちでなければ。こちらは前々回ですかね、追加の資料ということでお配りしたのになります。こちらも前回提示したんですが、ここで御意見をいただきまして、1番の出資団体の個人情報の保護に関する部分、それと4番、裏面ですね、事業者に対する指導及び勧告ということで、こちらで意見をいただきましたので、その意見を反映するような形で出

資団体についても一般の事業者とは異なるような対応ができるのではないかと
いうことなので、そこを意見に合わせるような形で修正しております。

4 番についても、指導・勧告ができるのではないかとということです、そ
れを検討するというような内容で記載のほうを変えております。

資料については以上になります。よろしくお願いいたします。

○安達会長 どうもありがとうございました。

それでは、引き続き審議をしてまいります。

前回、途中で終わってしまして、答申案のⅡの2（7）まで一応終えていま
す。（8）の部分と、それから追加資料の部分が審議未了となっておりますが、
今日の事務局から出していただいた修正案で、前回審議済みの部分について反
映した形で修正案を出していただいていますので、まずそこから始めさせてい
ただきたいと思います。よろしいでしょうか。

修正版のアンダーラインが引いてある太字の部分ですね。そこを確認してい
ただきたいと思いますが、まずはⅡの2の（1）条例要配慮個人情報
定めることについてというところですが、これについて、4行書き換えていた
だいています。この部分についていかがでしょうか。何か御質問、御意見等あ
りますか。

○森田副会長 すみません、全体にわたってのことなんですが、この四角で囲っ
てある部分とその後の文章との関係が、読んでいて、必ずしも一貫していない
のかなという印象もありまして、最初はこれ四角の中がこの問題についての考
え方の結論的なことが書いてあって、その説明的な文章が次にあるのかなと思
ったんですが、必ずしもそうではなく、つまり、後のほうでこの四角内のこれ
これは適当であるといった表現が出てきていて、そうすると、この四角内のこ
とについて諮問を受けて、それに対する意見を審議会で言っているような形の
ようにも読めるんですが、その辺はどんな位置づけでおつくりになったのか。

○齋藤総務部参事 おっしゃるとおり、今の後段のほうの話ですね、四角のほう
が要は我々が諮問した内容という想定でつくっております。要は審議会での考
え方というのが全体に入っているというわけでなくて、まず要配慮個人情報と
しては、課題とかいろいろありますので、事務局としてこういう方向性でいき
たいと。例えば開示決定の期限については今の現行の日数をそのまま維持する

方向であるとかでいきたいんですが、どうでしょう、審議会のほうにそれで諮問するという形がその四角の中になります。その下に書いてあるのは、それを受けて審議会の意見を反映したものが下の文章になっています。そのような位置づけになります。

○森田副会長 分かりました。そういうことであれば、文章としてこれこれは適当であるという受け方になるので。

○齋藤総務部参事 なので、妥当だということが下の部分に書いてあります。

○森田副会長 であれば、そういう流れでいいと思うんですが、ただ、ちょっとその辺はどこかで説明は必要かなと思うので、事務局から提案された四角内の方向性について検討したと、その結果をその次に書きますというような、あるいはこの四角の下に検討結果みたいな形で書いて、審議会の意見というのを書くとか、その辺の関係性分かるようにしていただければと思います。

○安達会長 IIの「対応の方法及び審議内容」の次ぐらいにその四角の意味とその後に書いたことの意味を説明する簡潔な文章があったほうが分かりやすいですね。

○齋藤総務部参事 はい。

○安達会長 四角の中身は諮問の内容ということで、その下に書いてある部分は審議会における審議の結果ということですね。

○齋藤総務部参事 分かりました。

○安達会長 それを前提として、そこは少し書き加えていただくことにしたいと思います。

そこで、話を戻しますが、2の(1) 条例要配慮個人情報の問題ですが、書き換えていただいて、この太字のアンダーラインのところになっているんですけども、いかがでしょうか。

○森田副会長 すみません、ここについてはおおむねいいかと思うんですが、「勤め」というのが努力の「努」のように思います。

○安達会長 これはそうですね、「勤める」というのは努力の「努」のほうですね。「遺漏のないよう努め、今後の課題として検討していく」とする。

○齋藤総務部参事 申し訳ございません。確認漏れでした。

○安達会長 いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、次に進めさせていただいて、（２）の個人情報事務登録簿のところは３文字付け加えられていますけれども、ここはよろしいでしょうか。

○森田副会長 すみません、ちょっとここも下から２行目で「すべてが作成される訳ではないので」というのが、全てがというか、全ての個人情報について作成されるわけではないというほうが分かりやすいかなというふうに。

○齋藤総務部参事 分かりました。

○安達会長 全ての……

○森田副会長 「すべての個人情報について」。

○安達会長 「個人情報について作成される訳ではない」と。よろしいでしょうか。

○齋藤総務部参事 修正いたします。

○安達会長 じゃ、そこは修正してください。

では、次（３）の審議会への諮問についてというところですが、いかがでしょうか。

○森田副会長 すみません、ちょっとこれも言葉遣いなんですけど、直していただいた「改正法の趣旨による」という、「趣旨による」というのがまたよく分からないので、改正法に関するガイドライン、Ｑ＆Ａということでいいかと思います。

○安達会長 改正法の趣旨を説明したということですかね。

○森田副会長 まあそうですね。

○安達会長 改正法の趣旨を……

○森田副会長 ただ、趣旨がガイドラインを全面肯定していいかという問題もあるので、客観的に改正法に関する……

○安達会長 改正法に関するガイドラインですか。

○齋藤総務部参事 改正法に関するガイドライン。

○安達会長 にしますか。

ほかにいかがでしょうか。

審議会の結論部分についてはいかがでしょうか。３ページの冒頭の４行分ですが、ちょっとここ、やや分かりにくいかなと思うんですけども。「審議会に諮る必要がある場合は、法第129条により諮問することができる旨や必要に

応じて審議会に対して報告や意見を求めることができるよう条例に規定し、実施機関が必要に応じて審議会に報告する又は意見を求めることができるような運用をすることが適当である。」という文章ですが、2行目の「審議会に対して報告や意見を求める」というこの文章はちょっとおかしくて、審議会に対して報告を求めるわけではなくて、審議会に対して報告するんですよ。所管課のほうで審議会に対して報告するのであって、審議会に対して報告をしてほしいというわけではないんですね。

意見を求めるほうは、これは審議会に意見を求めるんですけども、報告のほうは審議会は報告を受けるほうなんです。ちょっとこれは日本語としてまずいので、「審議会に対して報告すること、又は意見を求めること」というふうにしたほうがいいんじゃないかなというのが1つ。それから、そう書いた場合に、その後の下線を引いているその次ですが、「実施機関が必要に応じて審議会に報告する又は意見を求める」と、これは同じことを反復するだけになってしまうので、そこはむしろ、例えば「条例に規定し」の後には、「実施機関が積極的に審議会を活用することができるような運用をすることが適当である」という表現のほうがいいかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○森田副会長 賛成です。

○安達会長 よろしいですか。もう一回確認のため申しますと、2行目の後半から、「必要に応じて審議会に対して報告すること、又は意見を求めることができるよう条例に規定し、実施機関が積極的に審議会を活用することができるような運用をすることが適当である」というのでいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。特に御異議等なければ。

○齋藤総務部参事 よろしければ、今の内容で修正いたします。

○安達会長 (3)についてほかに何か御質問、御意見等ございますか。

よろしいでしょうか。

ちなみに、ここで確認していいことか分かりませんが、後でパブコメをするときに、パブコメではこの四角の部分を出すんでしょうか。それとも、どういう形でパブコメするんでしょうか。

○齋藤総務部参事 それをさらに審議会の意見を受けて、条例をどうするかというのをもう一回まとめる必要が出てくるんです、方向性を。

- 森田副会長 条例案をつくった段階でのパブコメになるんですよね。
- 齋藤総務部参事 条例はまだ間に合いませんので、条例をどうするかというのを、例えば審議会で、例えばどこですかね、意見、こちらの諮問事項がありまして審議会で意見、こうしたほうがいいよというのがあったとすれば、それも含めた形でパブコメにかけるといような、そういう形になっています。
- 安達会長 条例案の手前の部分ですね。
- 齋藤総務部参事 そうです。条例案の手前のところです。
- 安達会長 手前で、大体こういう方向でいきますよという。
- 齋藤総務部参事 この形で条例をつくりますという、そういう方向性になります。
- 森田副会長 それは今回つくっている、これよりはもうちょっとコンパクトなものになる、でいいんですか。
- 齋藤総務部参事 そうですね、そうなります、はい。これはちょっと審議会なので、要はこちらの諮問の内容と答申の内容がちょっと分かるような形のほうがいいのかなという形で、このような形になっていますが。
- 森田副会長 ああ、そうかそうか。そこは分ける必要はないわけですよね。
- 齋藤総務部参事 そうなんです。パブコメはもうそれが一つになって、この形でいきますという形だけですので。それについて、市民の方から意見をもらうということになります。
- 安達会長 パブコメを踏まえて条例案を作成するという。
- 齋藤総務部参事 そうですね。ある意味ちょっと並行にはなるとは思うんですけども。パブコメの内容によっては、また条例が変わるか変わらないかというのがありますので。
- 安達会長 よろしいでしょうか。

では、次、（４）と（５）は特に変更はないということでよろしいでしょうか。

次に、（６）開示決定の期限についてというところですが、ここはいかがでしょうか。見出しのところが前回もちょっと気になったんですけども、見出し、「開示決定の期限について、法の規定よりも短い期限に設定する旨の規定について」というんですけども、法律上は短い期間に設定できるという意味

で、短い期間に設定せよという、そういう趣旨ではないですよ。

○齋藤総務部参事 短い期間に設定することができるという。

○安達会長 そうですね。「短い期間に設定することができる旨の規定について」という、そういう見出しのほうの方がより正確じゃないでしょうか。特に法律のほうで短くしろとは書いてなく、短くしてもいいという趣旨でしょうからね。ということです、見出しのほうは「設定することができる旨の規定について」というふうにしたほうがいいと思います。

あと、四角の中なんですけれども、第2文ですね。第1文と同じような表現にしたほうがいいと思いますので、第2文「また、延長についても」の後に「現行の」というのを入れたほうがいいんじゃないですか。「延長についても現行の『請求があった日から起算して30日を超えない範囲』と同様の期限となる規定を設ける」というふうに、第1文と同じ表現にしたほうが分かりやすい。

○齋藤総務部参事 分かりました。

○安達会長 審議会の結論のほうは、それはそれで適当であるというふうに行くですよ。特に変更はありませんかね。よろしいですか。

では、先に進めさせていただきます。

(7) 訂正決定等を行うべき期限に上限を設け又は期限の延長に請求者の同意を要するとする規定についてというところですが、ここはいかがでしょうか。

この四角の中も先ほどと同じように、第1文と第2文と表現をそろえたほうが分かりやすいので、「やむを得ず期限の延長をする場合も」の後も「現行の『請求があった日から起算して45日を超えない範囲』と同様の期限を維持する」というふうに表現をそろえたほうがいいんじゃないでしょうか。

今の表現ですと、請求あった日から起算してというのが入っちゃうので、それもそういうふうにするということになりますよね。そうではなくて、現行の初日算入主義から、改正条例では初日不算入に改めるわけですから、「現行の制度を維持し」の後の「請求があった日から」という表現だとそのまま維持するかのように読めてしまうので、そこは直しておいたほうがいいと思いますので、第1文と同じような表現にしていかがでしょうか。

「現行の」の後の「制度を維持し、」というのは削除して、「現行の『請求

があった日から起算して45日を超えない範囲』と同様の期限を維持する」というふうに直したほうがよろしいかと思います。よろしいですか。

○齋藤総務部参事 はい、そのようにいたします。

○安達会長 何か御意見等ございますか。よろしいでしょうか。

ここまでが前回の審議内容を反映した修正箇所です。

では、ここからが前回残しておりました部分ですが、（８）個人情報保護委員（救済機関）の設置についてという項目ですが、この箇所についてはいかがでしょうか。何か御質問、御意見等ありますか。

それでは、私のほうから。文章のほうの２行目の冒頭ですけれども、独任制の救済機関として「保護委員」とありますが、これは正式名称は個人情報保護委員でしたっけ。個人情報というのを頭に入れたほうがいいんじゃないですか。鍵括弧の中です。単に「保護委員」じゃなくて「個人情報保護委員」が正式名称ですよ。正式名称を入れておいたほうがいいと思います。

○森田副会長 鍵括弧にしなくてもいいんじゃないですかね、ここは。

○安達会長 そうですか。どっちでもいいんですけれども。ただ、正式名称を入れるのであれば。

○森田副会長 個人情報保護委員にする必要はあると思います。それはもうちゃんとした言葉としてあるので、鍵括弧でなくてもいいかなと。上のほうは特に、タイトルでも鍵括弧もつけていないのでですね。

○齋藤総務部参事 わかりました。

○安達会長 まあこれは適宜御判断いただければ。

あと、下から２行目の後半なんですけど、「不服の申出に至る案件が、長年に渡りないことから」というところは、「長年にわたり発生していない」じゃないですかね、あえて入れれば。これって不服の申出は全くないんですしたっけ。初期はあったんですしたっけ。

○森田副会長 それはありました。何年ぐらいないのかな。

○栗原情報公開課副主幹 27年度ぐらいからないみたいです。

○森田副会長 ああそうか、平成27年以降。

○安達会長 そうすると、全くないわけではないので、長年にわたりほとんどないとかぐらいにしたほうがいいんじゃないですかね。ないというと全くないよ

うに見えてしまうので。「長年に渡りほとんど発生していないことから」。

ほかに何か（８）に関して御質問。

○海原委員 私も不勉強なんですけれども、非常にいい制度だなというふうに思いました。それで、すみません、請求者というのは、この請求者の要件というのはなくて、誰でもいいということでしょうかということと、何ていうかな、申し出を受けて救済に当たるのは基本的には法律というか公序良俗がある範囲であれば、何をやってもいいという。

○齋藤総務部参事 ２つ目の質問はどういった……

○海原委員 ごめんなさい、本制度の申出を受けて救済に当たるということですね。簡易迅速な救済に当たることを目的にというんですけれども、簡易迅速な救済に当たるということは、当然法律関係の点から公序良俗に関する範囲の下であれば、何をやってもいいということなんですか。

○齋藤総務部参事 まず請求者ですが、開示決定を受けた方ですね。こちらの不服の申出、まず不服の申出が、個人情報の開示請求をして開示を受けた方で、例えば一部不開示になった方が請求をするという方になります。その一連の流れが出てきますので、開示請求をして、それに対して市のほうが開示の決定をします。その決定の中に一部非公開の部分があったりとか、何か本人が請求している内容とちょっと違う内容であれば、それに対して不服をすることができるという内容になります。

救済については、これは個人情報になりますので、個人情報保護法に基づいて救済のほうをしていくというような形になっております。

以上でございます。

○森田副会長 私、何年か、何年というか10年ぐらいやっていたんですけれども、保護委員をですね。何でもできるわけではないんですけれども、ただ、ほかの自治体の救済機関である審査会などに比べると、割とこう自由度が高い。審査会というのは何でも、今やっているような形の機関ですので、合議を開いてそこで何か決めてやるという形になるんですけれども、逗子の保護委員は、直に相對して苦情の内容を直接聞くとか、あるいはそれに対する対応の仕方についてアドバイスをすることもありますし、あるいはそれを踏まえて行政のほうにいろいろ、むしろ行政側に対して助言とか改善点を言うというよう

なことを、割とそういう個人の判断でできる。そういう意味での機動性があるという特色があります。

○安達会長 これは開示請求をした者のみでしょうか。不服があるというのは。

○森田副会長 そうではないですね。

○齋藤総務部参事 不服だとそうなります。あと苦情なども受けられますので。

○安達会長 開示請求に対して開示の決定をすると。

○森田副会長 苦情相談という機能もあるので、例えばこういうことが知りたいんだけど、どこに対してどういう請求をすればいいのかといったことの相談に乗ることもある。

○安達会長 それは苦情のほうですね。

○森田副会長 相談というんでしょうかね。だから、その場合は別に請求した人に限らない。誰に対してもということになります。

○安達会長 開示不可と決定した場合は、当然その処分を受けた相手方でしょうが、開示可と判断した場合に、第三者とか反対利害関係人みたいな人が不服があるということはないんでしょうか。

○森田副会長 その場合は第三者からの不服はあり得るので、必要があればそれに対応ができると思います。あまりそういう例がなかったの。

○安達会長 いや、マニュアルを見たら明確に請求者に限定と書いていなかったの。

○森田副会長 そうです。ですから、割とそこは限定的ではなくて、柔軟に対応はできる仕組みにはなっています。

○安達会長 そういう柔軟な仕組みを用意しているということですね。そういうメリットがあるということでしょう。

(8) について、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、これでⅡについては以上です。次、Ⅲで結びというところになりますが、ここについてはいかがでしょうか。

結びのところの第1段落、第2段落のところは、先ほどの国から示されているガイドラインの趣旨について説明している部分で、第3段落目のところは、改正法の趣旨、それからガイドラインも踏まえて実質的に本市の個人情報保護制度の運用水準を維持するように努めているということを書いています。

ちょっとその後のところですが、第3段落の3行目から、「改正法では、審議会が審議すべき場合を制限的に規定しているため、審議会に諮問できる事項が限定されてしまうのではないかという危惧がある。しかしながら」というこのくだりの部分なんですけど、ここは前の(3)の部分とかなり重複しているんじゃないかという気がするんですけども、(3)のほうでも2ページのほうで、審議会に諮問できる事項が限定されてしまうのではないかということで危惧があるというふうに書いていますね。そこと表現上重複してしまっていないかなということがちょっと気になったところです。

5ページのほうにわたって、審議会への諮問を積極的に行うべきである、例えば、これこれこういう場合があるということを書いていますけど、これも審議会の活用の問題とすると、(3)のところに一緒にして埋め込んだほうが分かりやすいんじゃないかなというふうに思ったんですけどね。

結びですので、全体を通してということで、個別の項目については、各項目の中に入れ込んだほうが分かりやすいかなと思ひまして、ちょっとここは気になっている部分です。

結びでもし書くとしたら、このガイドラインというのは第4段落ですね、これはあくまで地方公共団体に関する部分については技術的助言であるということで、このままですと、関係法規の規定の解釈について、地方公共団体の自主的な判断の余地が殊さらに制限されてしまっているということで、このガイドラインの説明をそのままに受け止めた場合にはちょっと危惧があるということ全体として指摘するというほうがいいかなという気がしました。

それを最終段落につなげて、本市の個人情報保護のレベルを後退させてはならないということで、自立的、主体的に個人情報保護に努めるべきである、という結語にしたほうがすっきりするだろうと思ったんですけども、そこは少し整理する必要があるかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○森田副会長　そうですね、最後のほうの部分はちょっと私がメモをつくってそれを残してもらったんですけど、ただ、その時点では中身の部分ができていなかったんで、それで書いたんですけど、この2のところの審議会のことの中で書いてあることであれば、繰り返すことはないと思います。

○安達会長　(3)の部分。

○森田副会長　そうですね。２の（３）ですね。

○安達会長　（３）は多少長くてもいいから、少しここに入れ込んで、結びに書いてあるところも含めて、例示として高齢化社会の文言等もここに含めて入れたほうが内容的には整理されていいように思います。

結びのほうは、むしろ全体的な関係法規の解釈についても全て国がやるというふうになってしまっていることに、危惧があるということです。その部分を全体を通して自治体としての主体性、自立性を大事にすべきだということを書いたほうがよろしいのではないかと思います。

事務局のほうで。

○齋藤総務部参事　分かりました。結びの部分ですので、審議会とかその辺の個別の部分については先ほどの審議会の諮問のところにちょっと移動させて、こちらはそういった国が言っていることですね、国の判断がどうなのかと、審議会のほうの意見としてはそれがそのままいくとちょっと危惧する部分があるというような内容にちょっと直します。

○安達会長　そうですね。事務局のほうでおまとめいただいて、それを委員のほうにメールで流していただいて。

○齋藤総務部参事　そうですね。修正内容を御確認いただいてから進めるというふうに。

○安達会長　適宜修正を入れていただくということにしたいと思います。

結びについてはよろしいでしょうか。

特に御意見がないようでしたら、この答申案の修正案についてはこのような形になりますが、ただ、これまで議論してきた中で、この諮問の対象になっていなかった事柄についても幾つか御意見を頂戴しています。

もともと最初の諮問書のほうでも、諮問事項が３点挙げられていまして、諮問事項の１点目は条例で定める必要があるとされている事項について。諮問事項の２点目は、条例で定めることができるとされている事項及び条例で定めることが妨げられるものではないとされている事項についてということですが、その後に（３）としてその他事項についてというのがあります。

その他事項については、今回の答申案には出ていないんですけども、追加的に何かあるかと思ったんですけども、それは特にないようです。今日出て

いる追加資料のほうは、これは報告事項という扱いだそうでした、特に諮問事項ではなくて報告事項として現状では事務局がこういうことについて検討中であるということだそうですので、そうすると、これ以外で審議会でこれまで何回か分けてやってきた中で、御意見を頂戴しているものの中で特にこの際触れておくべきだということがあれば、附帯意見という形で追記することはどうかなというふうに考えまして、事務局のほうにちょっと間際でお願いしたので準備できなかったのしょうけれども、これまで審議会で出てきた諮問対象以外の事柄についての御意見を少し整理して、その中で特にこの答申案の中に入れたほうがいいというものがあれば、結びの前、Ⅲの前に新たに項目を立てて、附帯意見と表示して何か書くことがあれば書くということにしてはどうかと思ったんですが、いかがでしょうか。

私のほうで記憶している限りでは、まだちょっと議事録が完成していないので。

○齋藤総務部参事 事務局のほうから、じゃよろしいでしょうか。

○安達会長 はい、どうぞ。

○齋藤総務部参事 ちょっとその意見をいただきまして、意見、諮問事項以外ということで意見をいただいた内容が、まず条例の名称ですね。これを施行条例というのが一般的に国のほうから出されていますが、施行条例とはしないようにすることというのが意見として出されたところですね。前回の会議です。

あと、現行条例の目的規定について、これ憲法の趣旨のところから始まっているんですが、それはできるだけ生かすべきではないかというような意見をいただいております。

あと、次ですね、条例をつくる際には、独自な部分だけ落穂拾いの形で書くのではなくて、それだと制度全体が分からなくなってしまうので、制度全体が分かるような、法の規定とダブる形ではありますが、そういった形で条例のほうにも同じように記載するほうがよいのではないかという意見をいただいております。

あと、先ほど報告案件ということで会長のほうからありましたが、先ほどの出資団体に対する対応ということで、一般の事業者とは異なる対応が取れるの

ではないかという意見と、あと事業者に対する指導及び勧告も強制力が伴わない形で条例で規定できるのではないかというのを前回いただきまして、この2点については、今回の報告の中でそれを意見を反映する形で修正を入れております。

ですので、審議会の中で諮問以外という形であれば、今の内容なのかなと思っております。

○安達会長 今御紹介いただいたのは、1、2、3、4、5点ですかね。5点ほど御指摘いただきました。

あともう一つ私のほうで記憶しているのでは、審査請求があった場合ですね。行服法上の審査請求ですので、個人情報保護委員ではなくて、審査庁のほうに請求しますので、その場合には、法律上は附属機関に対して諮問するように義務づけられているという規定が個人情報保護法の105条第3項にありまして、この附属機関への諮問の義務づけへの対応をどうするかということについて、若干やり取りをした記憶があるんですけれども、既存の行政不服審査会を活用するということで、特に新たに個人情報保護審査会といったものを設ける必要はないといったことをちょっと議論している記憶がありますので、その点を書き加えるかどうかという話。

既存の行服審査会を活用する場合でも、現在の不服審査会の委員の構成メンバーで十分かどうかという問題もなくはないだろうと。必ずしも個人情報保護に詳しい方が委員になっているとは限らないので、委員構成についても見直しをする余地もあるかなといった意見を私が言ったような気がします。

それはともかくとしまして、今後その新法の下では、正式に行服法上の審査請求があった場合への対応が必要になる。その場合に、附属機関に諮問をすることが法律上義務づけられているというのは新しい状況ですので、それについての対応をどうするかという点についても考え方の方向性を示しておくほうがいいかなというふうにちょっと思いました。

ということで、それを含めれば6点ありまして、6点全部挙げるか、それともその中から少し精選して附帯意見をつけるかどうかということですが、いかがでしょうか、皆様の御感想を伺いたいんですけれども。

○森田副会長 基本的には一応いずれも触れたほうがいいかなという感じはする

んですが、最後の審査請求への対応については、どこまで書きますかね、ここで。ちゃんとやるように検討してくださいというところにとどめるのか、もうちょっと具体的な提案をするのか。

○安達会長 結局どこまで考えていらっしゃるのか分からない。

○齋藤総務部参事 今考えているのは、行政不服審査会の、行政不服を受ける場所が総務課が所管になっておりまして、そこが行服のある意味申請先になります。今回のケースは、個人情報法律上は審理員除外規定があるんですが、国のほうの規定では、一般的な行服の関係ですので、個人情報保護法が適用されない流れになってきますので、一般的に審理員を置いて審理手続を行って、審理員が決定をしまして、次に行政不服審査会のほうにかけるという流れが取れるという普通の事務の、一般的な事務の行服ですね、例えばまちづくりの関係で不服が出たという流れと全く同じ流れが取れるということになっています。

行政不服審査会のほうなんですが、既にメンバーができておりまして、現状、公平委員会と同じメンバー、3名なんですが、そちらのメンバーがそのまま行政不服審査委員会のメンバーを兼ねるという形でもう委嘱がされております。その流れを現状は取る流れです。それを考えております。ですので、行政不服審査が出た場合は、今もそうなんですが、総務課のほうに出して、それを行政不服審査会のほうに流れて行って、最後に結果結論が出てくるという流れが現状受ける形になっております。

ですので、個人情報の場合には、こちらの先ほど審議にありました救済機関ですね、どちらかといえば救済機関を使ったほうが30日以内に迅速に対応ができるので、そちらのほうを使うのかなという想定でおります。

○安達会長 そういう流れだとすると、ちょっとやっぱり危惧があって、特に審理員手続を入れるかどうかというあたりなんですけれども、今現状は多くの自治体でやっている個人情報保護審査会については、条例上その審理員手続を外す形になっているんですね。審理員手続を入れないで、審査会が直接にインカメラでやるという形になっていますので、そこに一般の行服事案と同じように審理員手続を入れるということは、かなり例外的な扱いになるんじゃないかなという気がするんですね。その点どう考えているかなんですけれども、行政不服審査会が担当するとしても、個人情報保護条例の中で別な手続をつくってお

けば、それは審理員手続を外せるんですよ。それを外すようにしたほうがいいんじゃないかなと思うんですよ。

○齋藤総務部参事 新たに個人情報保護審査会をつくる必要が出てきます。

○安達会長 いや、つくらないで。名前は行政不服審査会でいいんです。一般の行服事案と同じようにするんですけども、個人情報保護の事案が上がってきた場合には、一般の審理手続ではない、条例上特設された手続を取れるようにしておく。これは現に規定している例はあるんです。ほかの自治体で、行服審査会に合体してそこで一般の事案と個人情報保護、情報公開の事案を別立ての手続にして、前者は審理員手続が入りますけれども、後者は入らないという例があるんですよ。

それをやらないと、インカメラで別途手続をやるということは難しくなるので、現に国はもう自前で法律上一般の事案から外しているんですよ。情報公開・個人情報保護については一般の行服の審理員手続はかませないでやっているんです。ちょっと国が無責任に自治体のほうは勝手にやれと言っているんですが、国だけちゃっかり外しておいて、自治体のほうはそれで苦勞しているんですけれども。

審理員手続を入れない形でやる仕組みにやっぱりしたほうがいいと思います。情報公開・個人情報保護については。特にインカメラ手続が入りますからね。

ということだとすると、ちょっと今の流れはやや危惧する流れかなと。放っておくと一般の事案と同じようになっちゃうということなんですけれども、どうなんでしょうか。

○森田副会長 いや、具体的なことを書こうとすると、結構細かい議論になってしまうので、どこまでこの答申の中で書くのがいいのかなというところがあると思うんですけども、審査請求がされた場合に適切な対応ができるように検討してくださいという程度にするのか、もうちょっと具体的に書くのか。

○安達会長 その程度であれば逆に書く必要はないですね。

○森田副会長 うーん。

○安達会長 そこは審議会の意見を踏まえて事務局のほうでよく考えてやってくださいということで、あえて公表しないというだけの話ですよ。本来はそこまでじっくり詰めて、事務局のほうで少しお勉強していただいたほうがいいか

なという気はしますけれども。今の段階で、パブコメとの関係ではあえてそこは書く必要はない気はします。

○森田副会長 ええ。

○安達会長 そこはあえて答申案には入れない形で、少し審議会で出た意見も踏まえて、御検討をいただくということにしましょうか。

○齋藤総務部参事 はい。

○安達会長 ほかの点ですけれども、条例の名称とか現行の条例の目的規定の文言をできるだけ生かしたらどうかといったあたりはいかがでしょうか。条例の名称というのは結構大事かなという気はするんですけれどもね。

マイナンバー条例を例に挙げますと、マイナンバー法は国が主導して番号制度を導入したんですけれども、番号制度を国が導入するから、ついでに自治体もそれを利用したらどうかと。自治体が利用できるところを追加できるというふうにした結果として、各自治体でマイナンバー条例をつくっていますが、これ実は自治体でばらばらでして、自治体によっては、正式名称はちょっと違うのかな、マイナンバー法施行条例というふうに銘打ってつくっている自治体もあるんですよ。

本市の場合どうかと思って探してみたら、本市の場合は施行条例と言わずにマイナンバー条例というふうにしています。ただ、中身は番号法の施行のために制定すると書いてあるんですが、少なくとも名称については施行条例とうたわずにつくっているということを見つけて、ちょっと意を強くしたんですけれども。

番号法でそうだったら、個人情報保護法はなおさら施行条例ではなくて現行の名称と同じく個人情報保護条例というふうにしたほうが絶対いいと思います。

○齋藤総務部参事 Q&Aでも施行条例って使いなさいということは言っていないくて、何でもいいですよという回答は提示されています。

○森田副会長 そうですね。たまたまサンプルとして配られたのが施行条例案という、あれはむしろ最小限のものとしてのサンプルですから、あれに乗っかる必要はないと思うので、現行条例を改正していく形で、ただ目的の中に法の施行というのが加わるというだけなので、基本的には目的条項自体も今のものを残して、それに法の施行の部分が加わるということでもいいのかなと思うんです。

けれども。

○齋藤総務部参事 現状としてはその方向で考えております。

○安達会長 ここはあまりよく考えていない自治体では、深く検討しないままに、国が言うままに施行条例としてしまうところが結構あるんじゃないかなというふうに。

○森田副会長 そうですね、いや、ちょっとそこが何かそんな動きもあるので僕もむしろびっくりしているので、そういう意味では念のために最後に入れておいてもらったほうがいいのかなと思いました。

○安達会長 それから、現行の目的規定ですね。現行条例の目的規定の中で、特に日本国憲法第13条の個人の尊重の理念に基づき個人情報保護をすることが必要不可欠であると。それから、公正で民主的な市政の実現と市民生活の向上を図り、もって市民の基本的人権を擁護するといったあたりのところは、国の法律にはないです。

○森田副会長 この辺はたしかQ & Aだったかな、の中で理念的な言葉を入れる分には構いませんということを国も言っているので、直接、何ていいますかね、情報の流れを規制するようなものでなければ、理念として入れるのは構いませんと言っているので、むしろ目的規定などは極力残していったほうがいいのかなというふうに思いますので。

○安達会長 目的規定に入れるか、それとも何か基本理念というか、項目を設けて。そういう条文の中でも構わないと思います。やっぱりこういった現行の逗子市の個人情報保護条例でうたっていた理念は基本的に維持されることが見えるようにしたほうがいいという気がしますので、これはやっぱり答申に入れておいたほうがいいかなと思いますが、いかがでしょうか。

○森田副会長 その点は賛成です。

○安達会長 よろしいですか。

あと、現行の個人情報保護法の条文と同じ条文が条例の中で重複してもいいんじゃないかという、これは私が発言したと思うんですが、ここはどうしましょうかね。是が非とも固執する気はないんですけども。逗子市のマイナンバー条例はいわゆる落穂拾いの条例なので、施行条例と銘打ってはいませんが、実質的には定義の規定も法律の規定をそのまま条文引用しているだけです

ので、それだけ見てもよく分からないという典型的な条例になっているんですけれども、ああいうタイプの条例は、なるべく私個人としては避けたいなという気がします。

しかし、そこは個人的意見ですのであまり固執はしませんが、できる範囲で、法律には書いてあっても確認的な意味で入れられる条文は入れたほうがいいのかという気はしているところですが、いかがでしょうか。入れちゃうとかえって国の法律が改正されると一々それに付き合っただけで改正しなきゃならないというのはあって、すごい厄介ではあるんですが。

○森田副会長 何かこう、重複してもいいというような言い方ではなくて、結果的にはそうなんですけれども、その重複させることに主眼があるわけではなくて、条例として、何ていうんでしょうかね、完結したものというのか、分かりやすいものですね。

○安達会長 マニュアルのほうで詳しく、法律と条例両方見なくても分かるように一覧できるようにすることで、まあまあぎりぎり足りるかなという気がしなくもないんですけれどもね。そういう意味では、マニュアルは少し分厚くなっちゃうかもしれません。

○齋藤総務部参事 利用、提供など細かいところも出てきますので、基本的にはマニュアルは整備したいというふうに。

○安達会長 一般の市民の方はマニュアル見る機会はありませんので。条例だけ見ても。

○齋藤総務部参事 ハンドブックなりが、今でいうと要綱という形になると思いますが、それが例規集などにも載ってきますし、多分ホームページなどにも掲載されるように。

○安達会長 ハンドブックはホームページに載っているんですか。

○栗原情報公開課副主幹 載っています。

○齋藤総務部参事 載っています。

○安達会長 載っていますか。そうであればいいですかね。いかがでしょうか。

○森田副会長 なかなかどうもうまい言い方が浮かばずに、何ていうんでしょうか。

○安達会長 まあこれも答申案に書くかどうかという問題でいえば、どちらでも

いいかなという気がします。少し事務局のほうでどの程度取り込むことが可能かということについて検討していただくとして、私は個人的には、例えば個人情報定義に関する規定とか、それから本人不開示事由に関する要件の規定とか、そういうのは条例本体にあったほうが分かりやすいかなというふうに考えたりはするんですけども。

特に市民の方が利用するときに関係する条文については、丁寧に拾ったほうがいいかなという気はするんですが、市民が利用するようなところでない部分については割愛してもいいかもしれません。

○森田副会長 これを市民が利用する上で分かりやすいように規定を整備するか、そんな言い方でしょうかね。だから、趣旨としては、場合によっては法律と重複する部分があっても、それはやっぱり分かりやすくするためであれば必要であろうということなんでしょうけれども、ただ、重複したっていいんだとあまり正面切って言っちゃうと、これは国は駄目だと言っているんで、ちょっとその言い方を工夫して、分かりやすい書き方の条文にしてくださいということではいかがでしょうか。

○齋藤総務部参事 分かりやすいという。

○安達会長 そういう表現ですかね。条文についてはできるだけ市民に分かりやすく、場合によっては法律に書いてあることであっても重複することはあり得ると。

○森田副会長 重複というか、一々法律を参照しなくても理解可能な表現を工夫するとか、工夫してほしいとか。

○安達会長 そういう注文として。どこまで達成できるか分かりませんが、審議会としてのお願いとして、やや抽象化した形で書いておくということぐらいでしょうかね。よろしいでしょうか。

そうすると、あと御指摘いただいた中では、追加資料に出ていた2点ですが、ここについてはいかがでしょうか。1つは追加資料のNo. 1の出資団体等の個人情報の保護についてというところですが。出資法人について必要な措置を求める旨や条例、契約条項等で規定することは可能ということで、それについて検討するという形で触れておくかどうかという点。

出資団体については、審議会の御意見の中では出資比率に応じて民間の一般

事業者と同じような扱いでいい場合と、出資比率が高い場合には市の取扱いに準じた形でやってもらおうと、そういう形での振り分けができるかどうかといったことも議論されたような気がします。

それから、No. 4 の事業者に対する指導・勧告については、指導・勧告自体は、これは強制力を伴わない措置なので、それを条例に規定すること自体は違法ではないと理解できますので、そこはできれば盛り込んだほうがいいかなということですが。強制的に事業者を公表するようなことは駄目だといったこととして、これも意見は分かれるところなんですけれども、公表といっても事業者名を公表するか、それ以外の事柄を公表するか、公表の内容によって違ってきますよね。

事業者名を公表するとやや制裁的なニュアンスが出てきますので、そこはなかなか難しいかなと思いますけれども、しかし、事業活動について指導・勧告した事実自体を公表するということは必ずしも妨げられない、一種の情報提供の意味合いだろうということ。そういう理解もできますので、非常にここは微妙なところなんですけれども、どこまで条例に書くかということについては、少し検討の余地はあるということですね。

といった内容なんですけど、いかがでしょうか。答申案に附帯意見としてつけるかどうかという点です。

○森田副会長 このペーパーでは検討するということで書いてあるんですが、事務局のほうでは、これは、これから検討したいということですか。ある程度検討して見通しというのを立てておられるのか、その辺はどうなんでしょうか。

○齋藤総務部参事 そうですね、実際にはQ & Aなどももう一度確認しながらガイドラインのほう、あと委員会への質問ですかね、そういったものも含めつつ、個別に対応していく必要はあるのかなとは考えております。

○安達会長 そういう段階だったとすると、差し当たってパブコメに出すまでの方向性は固まっていないということで。

○森田副会長 そうですね。

○安達会長 ある程度方向性が固まっていないとパブコメはできないので。

○齋藤総務部参事 そうですね。

○安達会長 現段階では難しいですかね。

○齋藤総務部参事 なかなか。

○森田副会長 審議会の方針としてこれらの点について今後検討していくことという程度は言ってもいいのかなとは思いますが。

○安達会長 遺漏なきよう適切に対応するという、そういう決まり文句はありますけれども。そういう論点があるということは示しておいたほうがいいですかね。

○齋藤総務部参事 附帯意見という形で、今回結びの前あたりで、あまり文章は長くならず意見として言ったような、案件ごとに遺漏のないよう検討していくこととか、短くまとめるような形ですね。

○安達会長 そうですね。その程度で一応そういう論点があるということ。

○齋藤総務部参事 そういう課題があるんだと、それを検討してくださいねという、そういう方向性でよろしいですか。

○安達会長 そうですね。じゃそういう形で答申案に盛り込んでいただくということにしましょうか。

○齋藤総務部参事 5項目でよろしいですね。

○安達会長 そうですね、はい。

それでは、大体答申の内容の大枠は固まったと考えてよろしいでしょうか。

では、本日の審議を踏まえて、改めて事務局のほうで答申案の再修正案を作成していただき、メールで流していただいて、メール審議でいいですかね。もう一回審議会を開くほどではなく、文章の直しで、中身は確定しておりますので。メール審議で適宜表現の修正を皆さんにお願いして、それを集約した形で答申最終案にまとめるという形にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安達会長 では、答申案の大枠については本日確定したということにさせていただきます、細かい文案の修正を残していますけれども、その点については事務局のほうで御対応をお願いいたします。

○齋藤総務部参事 では、こちらのほうメールで、追記したものと修正したもの、それをメールでお流しいたしますので、御確認または修正のほうをお願いしたいと思います。パブコメのほうは8月16日から9月15日、もうだんだん……

○安達会長 近いですね。

○齋藤総務部参事 そう、近いので、それまでにパブコメの出せる内容を決めてしまわないといけませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

○安達会長 よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○安達会長 では、本件については以上であります。どうぞ皆様、修正のほうよろしくお願ひいたします。

いつ頃出ますか、時期的には。修正を送っていただくのは。1週間ぐらい、もっと後。

○齋藤総務部参事 来週ぐらい。

○安達会長 来週ぐらい。では、来週ぐらいには送っていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、よろしいでしょうか。議題の（４）その他にまいります。

事務局からお願ひします。

○齋藤総務部参事 その他としまして、報告が２点、日程調整がございます。

資料の３と４のほうを御覧ください。

まず、１番目に令和４年度第４回個人情報事務登録簿の報告案件、こちらについて報告させていただきます。資料の３のほうを御覧ください。

栗原のほうから報告させていただきます。

○栗原情報公開課副主幹 よろしくお願ひします。

個人情報事務登録簿につきまして、資料３のほうを御覧ください。

今回、市長部局で新規が１件ありまして、登録件数のほうが662件から１件増えまして、663件になります。

１枚おめくりいただくと、実際の登録簿があるんですが、具体的な内容につきましては、こちらは経済観光課の前回諮問させていただきました逗子海水浴場に設置する防犯カメラの管理、活用事務となります。記録の名称等は記載のとおりになります。収集の方法は本人以外収集となりますが、こちらは前回の審議会でお諮りさせていただいた件となります。利用は所管課のみとなります。

こちらの防犯カメラの設置に関する要領等につきましては、続いて報告をさせていただきます。

資料３については以上になります。

○齋藤総務部参事 続きまして2番目の逗子海水浴場防犯カメラの設置要領の報告についてになります。資料の4を御覧ください。

前回の審議会におきまして、諮問第11号ということで、逗子海水浴場に設置する防犯カメラの管理、活用事務に係る個人情報の本人以外収集、本人通知の省略及びオンライン結合による保有個人情報の提供について、経済観光課です、ね、諮問させていただきました。

審議の結果、諮問の内容は適当と認める答申がございました。

防犯カメラの設置につきましては、管理事務に係る逗子市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱を遵守しまして、所管課において要領等を定め、本審議会で報告することになっておりますので、御報告させていただきます。

そちらの内容がこちらになります。所管課は同じく経済観光課になります。

海水浴場開設期間中の逗子海水浴場にウェブ型の防犯カメラ9台を設置されたものになります。説明の中では8台を予定していましたが、8台では海の家などがあって死角が発生するということで、結果9台になったということです。

令和4年7月21日木曜日、先週から運用が開始されております。

逗子海水浴場の防犯カメラは、海水浴場の閉鎖後一旦撤去しまして、来年度につきましては実証実験の結果によりまして、来年度導入するか再検討するというものでした。

以上になります。

○安達会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御報告について御質問、御意見等ございますか。いかがでしょうか。

ちょっと私のほうから確認といいますか、質問ですけれども、この逗子海水浴場防犯カメラ設置要領の趣旨のところでは、利用者の安全確保並びに犯罪等の予防及び抑止を図るためという目的が挙がっていますよね。先ほどの個人情報事務登録簿のほうを見ますと、個人情報収集の目的の欄のところには、映像を活用して人工知能による人流を把握して、混雑状況の管理を行いというのが目的と書いてあるんですけれども、ちょっとこれ、そごがあるんじゃないかなというのが気になりました。

審議会で審議したときには、防犯の目的と人流の把握の目的と2つあるとい

う説明だったと思うんですけれども。

○齋藤総務部参事 これ、この要領になります、まず防犯カメラの設置要綱に基づきまして作成している要領になりますので、ある意味防犯カメラに特化した要領になっておりまして、結局人流把握とかはまた別のものになるという。要は個人情報の収集のところの目的ではあるんですが、防犯カメラの目的としては、要綱の目的と同じような形で書いている。

○安達会長 分かったような分からないような。

○齋藤総務部参事 要綱に基づき要領を作成しなさいという。

○安達会長 審議会での審議では、防犯カメラの目的は2つあるという説明だったと思うんだけど。その場に応じて目的が違うというのはちょっと変な感じがしたので。今さらという感じがしますけれども。登録簿のほうは、人流の把握しか書いていないんですよ。本来こういう個人情報の収集目的は明確に設定すべきだという観点からすると、ちょっとこれは適切ではないという気がしますので、既に始まってはいるんですけれども、その点について少し所管課のほうに注意喚起をしていただけると。

○齋藤総務部参事 分かりました。

○安達会長 差し当たりこれは期間限定のもので、9月4日には終わってしまうというものですから。

○齋藤総務部参事 そうですね。

○安達会長 あえてここで問題にする気はないですけれども。

よろしいですか。

では、報告として了承ということにさせていただきます。

では、続いてお願いします。

○齋藤総務部参事 次回の審議会なんです、1月に次の予定をしております。だいたい先ですので、ちょっと今ここで日程を確認するのが難しそうであれば、直近3か月くらい前にメールで確認していただくか、具体的には1月17日の週なんです、今決めてしまえるようであれば決めてしまうか、どちらがよろしいですか。

(日程の調整)

○安達会長 じゃ、17日火曜日の午前中を第1候補、20日金曜日の午前中を第

2 候補ということにしましょうか。

○齋藤総務部参事 ちょっと島田委員に確認して、あとこれが1日になるのか、2日のままでいけるか、ちょっと確認して。

○安達会長 では、確定次第御連絡ください。

○齋藤総務部参事 はい。

○安達会長 よろしいですか。では、大分間があきますけれども、その間諮問事項がなければ1月ということになります。万が一諮問が入った場合にはやるんですか。

○齋藤総務部参事 やらざるを得ないときは、そうですね。申し訳ないですが。

○安達会長 ということです。心の準備をお願いします。

それでは、特にほかに。

○齋藤総務部参事 以上になります。

○安達会長 よろしいですか。

○齋藤総務部参事 はい。

○安達会長 では、以上をもちまして、本日の会議を閉会といたします。

お疲れさまでした。

午後 4時17分閉会